

ストレスチェックによる主観的評価と客観的評価の比較検討

○武藤和也、遠藤光恵、松井敏光
桜沢美土里、河西祐子、渡辺春香
野崎洋文
(公益財団法人 郡山市健康振興財団)
瀬川 洋
(奥羽大学歯学部 口腔衛生学講座)

【はじめに】

労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」が、平成 27 年 12 月 1 日から施行され、職場におけるメンタルヘルス対策がより一層重視されるようになった。そこで、労働者が主観的に感じている仕事の疲労に起因するストレスの調査票による評価と唾液アミラーゼ測定による客観的ストレス評価を比較して保健指導の場での活用を目的に検討したので報告する。

【内容】

本事業に同意が得られた当施設健診受信者 211 名を対象に平成 27 年 6 月～平成 28 年 1 月に厚生労働省「労働者の疲労度蓄積度自己診断チェックリスト」による仕事の疲労蓄積度の自己診断、乾式臨床化学分析装置（唾液アミラーゼモニター、NIPRO）による客観的ストレス測定及びストレスに関する問診を実施した。

【結果】

- 1) 仕事の疲労蓄積度の自己診断では「低い」が 39.8% 「やや高い」が 26.0%、「高い」が 19.0%、「非常に高い」が 15.2%。
- 2) 唾液アミラーゼ測定結果では「ストレスなし」が 73.9%、「ややあり」が 14.7%、「あり」が 5.2%、「かなりあり」が 6.2%。

疲労蓄積度自己診断結果と唾液アミラーゼ測定結果は概ね同様の傾向が認められた。また、疲労蓄積度の自己診断結果について「思っていたよりも悪い」が 18.6%、「思っていたとおり」が 31.6%、「思っていたよりも良い」が 49.8%で、唾液アミラーゼ測定結果については「思っていたよりも悪い」が 12.0%、「思っていたとおり」が 56.0%、「思っていたよりも良い」が 32.0%でした。

以上、唾液アミラーゼモニターの測定結果を客観的に捉えていると考えられることから、今後、継続実施を検討したい。

【結語】

尚、ストレスに関する問診結果とストレス要因の結果については発表時に併せて報告する。